

健生発 1104 第 3 号
7 輸国第 2875 号
令和 7 年 11 月 4 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)
農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正
について

シンガポール向けに輸出する食肉、食肉製品等については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。) の別紙 SG-A1 「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」及び SG-A2 「シンガポール向け輸出食肉製品等の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、手続規程について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、令和 7 年 11 月 4 日付けで発行するシンガポール向け輸出豚肉の食肉衛生証明書から、改正後の様式を使用するよう、対応方よろしくお願ひいたします。

以上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 別紙 SG-A1 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 本文2「用語の定義」の「豚肉」に、冷蔵されたものを追加
- (2) 本文4「輸出要件」(3)に、冷蔵豚肉として輸出される豚のと体に対する旋毛虫検査の実施を追加
- (3) 本文5「認定等の手続」に、必要な手数料とともに申請する旨を追加
- (4) 別紙様式6-3、6-4の食肉衛生証明書について、冷蔵豚肉に係る改正
- (5) 別紙 SG-A1-1「シンガポール向け輸出食肉施設における冷蔵豚肉の旋毛虫検査について」を追加
- (6) その他所要の改正

2 別紙 SG-A2 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 本文3「輸出要件」の(1)②「シンガポール向け輸出豚肉製品」のイに、外国から輸入した原料食肉を使用する場合は、シンガポール食品庁が輸入を認めている施設由来であること等を追加
- (2) 本文4「認定等の手続」に、必要な手数料とともに申請する旨を明記
- (3) 本文5「認定後の事務等」(6)の変更の申請にかかる厚生労働省からシンガポール食品庁への通知について、異なる加工の形態又は異なる畜種に由来する製品を輸出する場合のみとなったことを追記し、別記を追加
- (4) 別紙様式5の衛生証明書発行申請書様式について、製造の加工の形態を併記することを追加
- (5) 別紙様式10「Particular Informations of Establishment (Processed Meat Product)」及び別紙様式14「Notification of change from Establishment」について、製造の加工の形態を追記
- (6) その他所要の改正